第十八条の見出し中「情報政策・政策評価審議官」を「総合政策・政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官」に改め、同条第一項中「情報政策・政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」を「総合政策・政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」に改め、同条第四項中「情報政策・政策評価審議官」を「総合政策・政策評価審議官」に、「情報システムの整備及び管理に関する事務（厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策に係るものに限る。）並びに厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策及び」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第二十条第一項中「、統計情報部に置くもののほか」を削り、同条第二項を削る。

第二十七条から第三十条までを次のように改める。

第二十七条から第三十条まで　削除

第四十六条から第四十九条までを削り、第一章第二節第三款第三目中第四十五条の次に次の三条を加える。

第四十六条から第四十八条まで　削除

第五十条第一項中「五課」を「六課」に、「審査管理課」を「医薬品審査管理課
医療機器審査管理課」に改め、第一章第二節第三款第四目中同条を第四十九条とし、第五十一条を第五十条とする。

第五十二条（見出しを含む。）中「審査管理課」を「医薬品審査管理課」に改め、同条第一号中「、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品」を「（体外診断用医薬品を除く。第三号及び第十一号において同じ。）、医薬部外品及び化粧品」に改め、同条第二号中「医薬品（体外診断用医薬品を除く。次号及び第十三号において同じ。）、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品」を「医薬品等」に、「並びに医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録並びに医薬品等の」を「及び」に改め、同条第三号中「及び再生医療等製品」を削り、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条第八号中「、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品」を「（体外診断用医薬品を除く。）」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う次に掲げる業務に関すること。

イ　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号イからニまでに掲げる業務（同号イ及びロに掲げる業務については医薬品等に関することに限り、同号ハに掲げる業務については医薬品等の製造業の許可及び製造販売の承認に関すること、医薬品の再審査及び再評価に関すること、日本薬局方に関すること並びに医薬品等の基準に関することに限り、同号ニに掲げる業務については医薬品等に関することに限る。）

ロ　イに掲げる業務に附帯する業務

ハ　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第二項第一号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第八十条の五第一項に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる業務（医薬品等に関することに限る。）

第五十二条第十三号及び第十四号を削り、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（医療機器審査管理課の所掌事務）

第五十二条　医療機器審査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下この条から第五十四条までにおいて「医療機器等」という。）の生産に関する技術上の指導及び監督に関すること。

二　医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録、医療機器等の製造販売の承認並びに再生医療等製品の製造業の許可に関すること。

三　医療機器及び体外診断用医薬品の使用成績に関する評価に関すること。

四　再生医療等製品の再審査及び再評価に関すること。

五　医療機器の販売業、貸与業及び修理業並びに再生医療等製品の販売業に関すること（医政局の所掌に属するものを除く。）。

六　医療機器等の基準に関すること。

七　希少疾病用医薬品（体外診断用医薬品に限る。）、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定に関すること。

八　独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う次に掲げる業務に関すること。

イ　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号イからニまでに掲げる業務（同号イ及びロに掲げる業務については医療機器等に関することに限り、同号ハに掲げる業務については医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録、医療機器等の製造販売の承認並びに再生医療等製品の製造業の許可に関すること、医療機器及び体外診断用医薬品の使用成績に関する評価に関すること、再生医療等製品の再審査及び再評価に関すること、医療機器等の基準に関すること並びに医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関することに限り、同号ニに掲げる業務については医療機器等に関することに限る。）

ロ　イに掲げる業務に附帯する業務

ハ　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第二項第一号（医薬品医療機器等法第八十条の五第一項に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる業務（医療機器等に関することに限る。）

九　医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関すること。

第五十三条第一号から第三号までの規定中「医薬品等」の下に「及び医療機器等」を加え、同条第四号中「医薬品等」の下に「及び医療機器等」を加え、「審査管理課」を「医薬品審査管理課及び医療機器審査管理課」に改め、同条第六号中「審査管理課」を「医薬品審査管理課及び医療機器審査管理課」に改める。

第五十四条第一号から第三号までの規定中「医薬品等」の下に「及び医療機器等」を加える。

第五十九条第一項中「八課」を「十課」に、「監督課」を「監督課
労働関係法課
賃金課」に改める。

第六十一条第一号中「労働契約、賃金の支払、最低賃金、」を削り、「労災管理課」を「他課」に改め、同条第二号中「、労働契約、最低賃金」を削り、同条第三号中「こと」の下に「（賃金体系に関することを除く。）」を加え、同条第四号を削る。

第六十二条の次に次の二条を加える。

（労働関係法課の所掌事務）

第六十二条の二　労働関係法課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働契約に関する政策の企画及び立案に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、労働契約に関すること（労働基準法の施行に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

三　労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること（中央労働委員会の所掌に属するものを除く。）。

四　労働関係の調整に関する政策の企画及び立案に関すること。

五　個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。